

規制の事前評価書

政策の名称	金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加	
担当当局	金融庁総務企画局企業開示課	電話番号： 03-3506-6000（内線3665） e-mail： RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年11月6日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 法定開示の適用除外とされるみなし有価証券に、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権（金融商品取引業者等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託に係る信託の受益権）を追加する。</p> <p>【目的及び必要性】 法律上、金融商品取引業者等が通貨関連デリバティブ取引等について、顧客から預託を受けた金銭を、自己の固有財産と区分して管理する場合の金銭信託の元本の受益者は、当該通貨関連デリバティブ取引等に係る顧客とされており（金融商品取引業者等に関する内閣府令第143条の2第1項第1号）、当該金銭信託の受益権が一般的に流通することが想定し難いにも関わらず、法定開示の適用対象とされ、法定開示規制が過度な負担となっているため、開示規制の適用範囲を見直す必要がある。</p> <p>また、金融商品取引業者等の有価証券関連デリバティブ取引について、顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理する場合の金銭信託の受益権が、法定開示の適用除外とされていることとの規制の整合性を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条の4
想定される代替案	法定開示の適用除外とされるみなし有価証券に、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権に加え、当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権を追加する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。	金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。
（行政費用）	法定開示の適用除外となる金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。	法定開示の適用除外となる金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。
（その他の社会的費用）	金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権については、元本の受益者が顧客であり、一般的に流通性がなく、開示規制の適用除外としても、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。	通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権を一律に法定開示の適用除外とした場合には、当該受益権に含まれる流通性の高い受益権についても法定開示の適用除外となり、情報が投資家に提供されなくなってしまうため、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれが生じる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	法定開示に係る負担がなくなるため、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託に係る信託財産が増加されることとなる。	法定開示に係る負担がなくなるため、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託における信託財産が増加されることとなる。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	<p>（費用と便益の関係の分析） 金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権については、法定開示の適用除外となることにより、遵守費用及び行政費用の削減につながる。また、当該金銭信託の受益権については、元本の受益者が顧客であることが必要とされ流通性がないと考えられるため、当該規制緩和により一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれもない。 規制の便益については、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託に係る信託財産が増加することにより増大すると考えられる。</p> <p>（代替案との比較） 遵守費用と行政費用は、本案に比べ減少するものと考えられる。また、規制の便益についても、本案に比べ増加するものと考えられる。 しかしながら、代替案においては、通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権について、流通性の高いものが含まれていた場合でも、法定開示の適用除外となるため、投資家の投資判断に必要な情報が、正確かつ公平に開示されなくなるといった弊害が生じ、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現できなくなるという社会的費用が発生するおそれがある。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし。	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	

備考	
----	--